

23

納税の猶予・減免

税金を納期限までに納められない事情がある人は、そのまませず、総合県税事務所にご相談ください。事情によっては、納税が猶予されたり、減額や免除をされることもあります。

- 徴収猶予
 - 1 本人の財産が災害や盗難にあったとき。
 - 2 本人や家族が病気や負傷をしたとき。
 - 3 本人が事業につき著しい損失を受けたときや、事業を廃止又は休止をしたとき。
 - 4 法人事業税の外形標準課税に係る事業税で、一定の要件を満たす欠損法人。
 - 5 軽油引取税で、代金が売り掛けになっているとき。
- 換価の猶予 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められるとき。
- 納期限の延長 災害などにより、納期限までに納税や申告などができないときには、期限が延長されます。延長される期限は、災害などがやんだときから2か月以内です。
- 税額等の減免
 - 1 災害により損害を受けたとき。
 - 2 身体障害者等であるとき。(自動車税種別割/自動車税環境性能割)
 - 3 軽油引取税で、
 - ① 代金、それに係る税金を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があるとき。
 - ② 受け取った税金を災害等によって失ったとき。
 - 4 交通の途絶、災害など特別な理由がある場合。(延滞金)

24

滞納処分

県税が納期限までに納付されずに滞納となりますと、督促状を発付するなど納税の催告を行います。それでもなお完納されないときは、県税収入を確保するため、また納期限までに納付された方との公平性を保つため、差押えなどの滞納処分を行うこととなります。

滞納処分に当たり事前の連絡はいたしません。

【参考(自動車税種別割の場合)】

地方税法第177条の21 種別割に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。(略)

なお、滞納処分により事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるときは、滞納処分による財産の換価を猶予する制度がありますので、総合県税事務所にご相談ください。

25

県税の救済制度

- 更正の請求 県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の県民税、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車税環境性能割、軽油引取税、地方消費税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときには、法定納期限から5年以内(特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内)に限り更正の請求をすることができます。
- 不服の申立て 県税の課税、徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分のあったことを知った日の翌日から起算して原則として3か月以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。審査請求書は、総合県税事務所を経由して提出してください。なお、地方消費税に関する不服申立てについては、消費税と同様に税務署長などに対して行うこととなります。

26

納税証明書

県税の納税証明書(証紙徴収によるものなど、一定のものを除きます。)が必要な場合には、総合県税事務所や県庁税務課、各地域県民センター総合窓口で交付を受けることができます。

なお、交付の際に、1件につき400円の山梨県収入証紙(交付手数料)が必要となります。

※交付請求書は山梨県のホームページからダウンロードできます。

この「県税のしおり」巻末記載の県税ホームページ → 「納税証明書の交付手続きについて」

※納税証明書のなかに「県税に未納がない証明書(個人の県民税及び地方消費税を除く)」があります。

現在、県に対し申請する次のものについて添付が義務づけられています。

- 建設工事入札参加資格申請
- 物品購入入札参加資格申請
- 山梨県商工業振興資金貸付申請
- 山梨県営住宅入居申込

